

# 第 1 8 回

## 総会議事録

日 時 令和 3 年 1 1 月 1 5 日 ( 月 ) 1 3 時 1 5 分  
場 所 山形市庁舎 1 0 階 委員会開催室

山形市農業委員会

# 総会委員名簿

令和2年7月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
欠	1	安達 良一	
欠	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
欠	4	井上 敏嗣	
出	5	今野 智夫	
欠	6	丹野 都弘	第3ブロック長
出	7	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	8	草苺 典美	運営委員
出	9	丸子 宏	編集委員
出	10	長澤 弘	農政委員会委員長、運営委員
出	11	鏈水 豊	
出	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	編集委員
出	15	新関 さとみ	編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会副委員長、運営委員
出	17	工藤 篤	
欠	18	佐藤 幸悦	運営委員
欠	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	第1ブロック長、編集委員
欠	21	森田 誠一	
欠	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

# 第18回総会（定例）

日 時：令和3年11月15日（月）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

# 第18回総会（定例）次第

## 1 開 会

## 2 挨拶

## 3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

## 4 議 事

議 第79号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第80号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 第81号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第82号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

議 第83号 農用地利用集積計画について

議 第84号 山形市の農業の振興に関する計画の策定について

## 5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地改良完了報告書の受理について

(7) 農地法第5条の規定による許可について

## 6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和3年12月13日（月）

次回の委員調査について 令和3年12月 9日（木）

## 7 その他

(1) 農地法第3条許可の考え方について

## 8 閉 会

# 第18回総会議事録

(令和3年11月15日(月) 市庁舎 10階 委員会開催室)

出席委員 24名  
欠席委員 0名  
開 会 午後1時15分

事務局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>在任委員数24名、出席委員数24名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、21番 森田 委員、22番 伊藤 委員にお願いし、書記に小笠原 主幹を任命します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議 第79号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は1ページ、議 第79号 農地法第3条の規定による許可申請について、をお願いします。</p> <p>案件は2ページから3ページに記載した6件となります。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>55号は、南山形地区 黒沢の現況 樹園地 2筆13.9aについて、経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。譲渡人が高齢となり栽培できなくなった当該農地に、同じ地区内で果樹栽培をして</p>

<p>議 長</p> <p>丸 子 委 員</p>	<p>いる譲受人が桃を新植するものです。</p> <p>56号は、滝山地区 岩波の現況 畑31.9aについて、経営拡張に係る所有権移転となる案件であります。譲渡人が高齢となり休耕地となっている当該農地に、近接する譲受人が大根を栽培するものです。</p> <p>57号は、南山形地区 谷柏の現況 畑1.9aについて、無償受贈による所有権移転となる案件であります。休耕地となっている当該農地に、隣接地で営農している譲受人が蔬菜栽培するものです。</p> <p>58号は、南山形地区 谷柏の現況 畑2.2aについて、部分受贈による所有権移転となる案件であります。同一世帯の子に、譲渡人が持つ権利を受贈するものです。蔬菜栽培を行う予定でございます。</p> <p>59号は、榎沢地区 西崎の現況 田38aについて、部分受贈による所有権移転となる案件であります。同一世帯の子とその妻にそれぞれ2分の1の権利を受贈するものです。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>60号は、高瀬地区 中里の田畑6筆31aについて、経営拡張に係る賃借権設定となる案件であります。委員調査案件となっております。</p> <p>以上の6件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>60号について9番 丸子 委員から報告をお願いします。</p> <p>9番 丸子です。</p> <p>60号案件について、調査の報告をいたします。</p> <p>この案件は、昨年高瀬地区の農地を借り受けて赤ソバを栽培するという事で総会の承認を得たもので、今回は経営の拡大ということになります。</p> <p>権利の種類は、賃借権の設定です。</p> <p>申請地については、議案書記載のとおりです。</p> <p>借人について、法人となっております。</p> <p>法人の概要ですが、令和2年8月より高瀬地区で赤ソバの栽培を行っている農地所有適格法人です。令和3年2月に認定農業者の認定を受けています。</p> <p>使用目的は、昨年許可を受けて栽培していた赤ソバがその景観の良さが評判となったようでNHKの取材を受け、その放映を見た所</p>
---------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

有者から自分の土地も栽培に利用してほしいと会社に直接問い合わせがあり、経営拡大を目指し申請に至っております。

賃貸借契約の概要ですが、契約期間が10年、賃借料が10aあたり■■■■円、総額■■■■円です。

現在の営農状況は、田1,893㎡、畑1,553㎡、合計3,446㎡です。この会社は、他にも朝日町と新庄市で赤ソバの栽培をしています。

栽培計画ですが、作物は赤ソバです。申請地には、すでに作業委託により赤ソバが栽培されていました。

所有する機械は、トラクター・軽トラック・積載車です。収穫用のコンバインはリースで、乾燥作業は外部委託となっております。播種については背負いの動力散布機で行っているそうです。

コンバインを購入予定で認定農業者の支援事業に申し込んだのですが受けられないと言われたそうで、自力で購入する予定です。汎用コンバインを考えているということでした。

これについて農政課に確認したのですが、認定農業者の支援事業に申し込んだ経過はないということでした。会社が見崎にあるため、法人として認定農業者の支援は受けられるということで、汎用コンバインも対象になることを確認しております。

申請地の排水状況ですが、生えている草を見ると一部排水不良のところがあることから、溝掘りを行う予定と聞いております。

昨年、白ソバとの交雑が心配されたわけですが、申請地から半径2km以内に白そばが作付けされていれば、赤ソバを栽培しないということをお所有者に話しており、一緒に周辺農地にソバの作付けが行われていないことを確認しています。

昨年申請した農地の周辺での作付け拡大については、引き続き「葛の木緑の会」と話は継続していますが、新たな貸付希望の農地の話が出てきていない状況です。

赤ソバの販売については、昨年は1kg■■■■円という高額の販売を聞いておりましたが、鈴木製粉に委託をしてソバ粉にして、いくつかのお店に試作用に出荷している状況です。残りは、赤ソバ種子の仕入れ業者に買い取りしてもらっているということです。

農作業従事者についてですが、代表取締役が250日、他に役員二人がいて、一人が110日、もう一人が160日従事するとなっています。

面積に対して従事日数が多すぎると感じる場所ですが、赤ソバの栽培の他に水田の除草作業・防除作業の受託、遊休農地の土木作



	<p>業による基盤整備事業等を行っているということです。</p> <p>赤ソバの栽培地は高瀬地区の他に朝日町・新庄市内にもあり、それぞれの地区に担当の作業者がいるということでした。</p> <p>代表取締役は、それぞれの地区で指示をしながら自分の作業を行っているようです。</p> <p>社長業というマネイジメント業よりも、農業に一生懸命取り組んでいるのではないのか、と手の荒れ具合から伺えます。</p> <p>通作距離は、約15km、車で約15分です。</p> <p>地域での取り決め・協同活動等への参加についてですが、遊休農地を借り受けてソバ栽培を行うため、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思います。また、地域における取り決めに遵守し、話し合いや活動等へも参加していくとのことでした。</p> <p>その他ですが、今年から来年にかけて山形市・朝日町・新庄市あわせて4haほどソバを栽培する予定だそうです。今後10haほどは栽培したいということで、特に朝日町の和合平あたりではリンゴを廃業する方が多く、大規模な圃場を借り受けたいという話をしております。</p> <p>ソバ栽培は無農薬で窒素肥料なしで栽培しております。今回の申請地は遊休農地から転換したばかりで、雑草に負けたという状況だと思います。酸性度も低いということで石灰により酸度調整を行うことも考えているようです。</p> <p>貸人について、貸付理由は農業の廃業となっております。申請地に隣接して、実家の母屋と畜舎と納屋がありましたが、空き家となっております。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断しました。ご審議よろしく願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。</p>
佐藤委員	<p>18番 佐藤です。</p> <p>ソバの今年の収穫量はどれぐらいなのか、わかれば教えてください。</p>
丸子委員	<p>そのような細かい数字がなかなか出て来ない会社で、細かいところまでは把握をしておりませんが、およそ面積10aあたり18kg～20kgです。</p>

議 長	<p>今年植え付けたソバについても、その程度だと思います。</p> <p>他にございませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第 7 9 号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 7 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第 8 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、上程します。</p>
事 務 局	<p>議案書は 4 ページ、議 第 8 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、をお願いします。</p> <p>案件は 5 ページに記載した 1 件となります。</p> <p>6 ページをご覧ください。</p> <p>4 号は、楯山地区 青柳の現況 畑 2 筆 1 0 . 1 a について、自己所有地に農家住宅を建築するものです。なお、関連案件として 5 条許可 4 5 号の申請を受付けております。委員調査案件となっております。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>4 号について 8 番 草 苺 委員から報告をお願いします。</p>
草 苺 委 員	<p>8 番草苺です。</p> <p>それでは、6 ページの第 4 条 4 号案件、関連します 1 0 ページにあります第 5 条 4 5 号案件を併せてご説明申し上げます。</p> <p>先週の 1 1 月 1 1 日に、現地調査を行いました。その結果を報告いたします。</p> <p>この 4 条の案件につきましては、7 月の総会におきまして、農用地区域からの除外について農業委員会として同意した案件でございます。</p>

	<p>申請人は、山形市青柳に奥さんと二人で農業経営をやっています。経営面積は、6,000㎡あまりとなっております。</p> <p>この場所は、地図をご覧くださいとわかるように、市立楯山小学校から南西へ150mの場所に位置する農地でございます。10ha未満の農地で集団性はないかなと判断しますが、以前土地改良事業を施行した農地でございます。</p> <p>今回の申請に至った理由ですが、このたび申請地の近くに自宅がございますが、この自宅が県道東山七浦線の延長工事にかかるということで収用されることが決定しております。このため、この地域に長年住み慣れており、自宅から近いところに移転・建築しようということで自己所有地を転用して建築することとなり、申請に至っております。</p> <p>5号案件との関連になりますが、この地図の北で道路に設置している接面道路がございますが、これは赤道と呼ばれている官地でございます。現況については、舗装されて道路幅員も広いのですが、建築基準法上の接面道路にあたらぬ、というようなことで東側の道路に取り付けを行ってこちらから出入りする、というような形態で5号案件が併せて書いてあります。</p> <p>転用面積については、1,013㎡ということで農家住宅としてもやや広いかなというような印象を持つわけですが、現在の住宅敷地に農作業小屋がございます。近い将来、資金が確保された段階で、農作業小屋を整備したいというような考えを持っていらっしゃるということです。</p> <p>また、平成29年6月に都市計画法の特例規定が施行されたわけですが、この土地は特例に該当しないので、本人以外ここを転用して利用することができないということもあって、やむを得ないかなと判断いたしました。</p> <p>被害防除対策については、汚水・生活雑排水は公共下水道を使用いたします。雨水は地下浸透という状況です。</p> <p>土地改良区であります。一本木土地改良事業共同施行からの意見書が出ております。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議 長	無いようですのでお諮りします。議 第80号について、許可する

	<p>ことに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第 8 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第 8 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書は 7 ページ、議 8 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、をお願いします。</p> <p>案件は 8 ページから 9 ページまでの 8 件となります。</p> <p>位置図は 1 0 ページからになります。</p> <p>1 0 ページをご覧ください。</p> <p>4 5 号の申請地は、楯山小学校の南西 1 5 0 m 程に位置する大字青柳の現況 畑 7 1 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>転用目的は、先ほど 4 条許可申請 4 号で説明した農家住宅敷地の一部で、住宅の建築許可に必要なとなる公道への接道を確保するため譲り受けるものです。1 種農地と判断しております。</p> <p>次に 1 1 ページをご覧ください。</p> <p>4 6 号の申請地は、高瀬駅の東南 2 5 0 m 程に位置する大字下東山の現況 畑 2 . 1 a であります。</p> <p>転用目的は、申請者が住宅隣接地を譲り受け敷地拡張し駐車場とするものです。3 種農地と判断しておりますが、7 月の定例総会で農用地除外の審査を行っております。</p> <p>次に 1 2 ページをご覧ください。</p> <p>4 7 号の申請地は、本沢小学校の南西 1 k m 程に位置する大字長谷堂の現況 畑 2 . 8 a であります。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。申請者は、父が所有する当該農地の隣にある実家に暮らす会社員です。1 種農地と判断しております。</p> <p>次に 1 3 ページをご覧ください。</p> <p>4 8 号の申請地は、大字蔵王半郷の現況 田 4 筆 1 0 . 9 a であります。転用目的は、申請者が事業所隣りの敷地を拡張し資材置場と</p>

<p>議 長</p> <p>丸子委員</p>	<p>するものです。委員調査を行っております。</p> <p>次に14ページをご覧ください。</p> <p>49号の申請地は、西山形小学校の北西700m程に位置する大字柏倉の現況 畑55㎡であります。</p> <p>転用目的は、申請者が公道から自宅敷地まで接続する当該農地を譲り受け、水道管を付け替えするもので、他者の所有地内に埋設されている状況を解消するものです。1種農地と判断しております。</p> <p>次に15ページをご覧ください。</p> <p>50号の申請地は、大郷小学校の東50m程に位置する大字中野の現況 畑2.9aであります。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。申請者は、市内在住の3人家族の会社員で、住環境の良いところに住宅を建築したく土地を探していたところ当該農地が見つかり譲り受けるものです。3種農地と判断しております。</p> <p>次に16ページをご覧ください。</p> <p>51号の申請地は、村木沢小学校の北西650m程に位置する大字村木沢の現況 畑5.2aであります。</p> <p>転用目的は、申請者の事業所近くに駐車場を新たに設置するものです。委員調査を行っております。</p> <p>次に17ページをご覧ください。</p> <p>52号の申請地は、山形市動物愛護センターの西650m程に位置する大字船町の現況 畑1.3aであります。</p> <p>転用目的は、住宅敷地の拡張です。当該農地に隣接する宅地を取得しようとする市内の不動産会社が、耕作地として利用が見込まれない当該農地を譲り受け、屋敷畑として一体的に活用するものです。1種農地と判断しております。</p> <p>以上の8件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>48号について9番 丸子 委員から報告をお願いします。</p> <p>9番 丸子です。</p> <p>48号案件について、報告をいたします。</p> <p>申請人及び内容は、記載のとおり変更ありません。</p> <p>申請人について、法人の仕事の内容ですが、例をあげると家を新築する時に地盤を強化しなければなりません、地面に深い穴を掘</p>
------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ってコンクリートを流し込み電柱のようなアンカーを打ち込んでいるようなところを見ることがあると思います。それを使って、山を切り開いて作った道路の山側の斜面等大規模な所の地盤強化を行っているというような会社です。

転用の目的ですが、敷地を拡張して資材置場にするということです。13ページの図面を見ると、右側の斜線で引かれた申請地の一番下の地点から隣接する三角形に見える空白の土地があります。そこが会社の現在の敷地になっております。

申請法人は、申請地に隣接する場所に事務所、倉庫、資材置場等を置き、県内企業では珍しい、がけ地等の防災工事を主に県内外で事業展開しています。

東日本大震災を受け、平成25年に施行された国土強靱化基本法に基づき大規模な災害からの被害の最小化に向けた重点施策を盛り込んだ国土強靱化基本計画が策定されました。これを受けこれまで以上に特殊な技術と特殊な機械を使用するため当社への業務が増え業務が拡大することとなりました。それに伴い駐車場と資材置場が不足し、業務上特殊な資材等も扱うこともあり会社の近くに拡張したいと土地を探していたところ、隣接地である当該農地を譲っていただけることとなり申請に至っております。

申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。

具体的な申請位置ですが、申請地は蔵王コミュニティーセンターより南西へ約150mに位置する農地です。宅地等に囲まれた10ha未満で市街化区域より近接500m以内の小集団農地であることから2種農地と判断しております。

当該農地は、周囲を住宅及び道路に囲まれ、少し低い状態になっております。元々は田ということで、葎が生い茂ってしまして遊休化した状態です。北東側の道路に接して沢の下流に位置する水路があるのですが、たびたび増水をして上流からの土砂が農地に流入することがよくあるそうです。

被害防除対策ですが、汚水・生活雑排水はありません。雨水は、地下浸透です。

その他として、龍湖土地改良区からの意見書があります。また、開放型事業所開設届出書が環境課に提出されています。

申請地の右側の所に、くの字型の空白になっている土地があります。併用地になっておりまして、官地の道路があるわけですが、払い下げ見込みとなっております。

議 長	<p>以上、調査の結果許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく          お願いします。</p> <p>次に、51号について8番 草苺 委員から報告をお願いします。</p>
草 苺 委 員	<p>それでは、16ページの51号案件についてご説明を申し上げます。</p> <p>申請位置ですが、申請地は、山形市立村木沢小学校から北北西へ          約650mに位置する農地でございます。右側の図面で、西側は市          道になっております。南側については最上川中流土地改良区が管理          しております農道に接しております。集落の住宅に連坦している農          地というような位置づけでございます。</p> <p>申請人の法人は、以前は個人事業主として電気工事業を営んでい          たそうですが、2年前に法人化をして株式会社になっております。</p> <p>申請人は住所地に、事務所と住宅を兼ねて生活をしております。          自社敷地には、家族の車の他に社用車2台、従業員の車3台が駐車          しておりますが、非常に車の出し入れに苦勞していることや、安全          面を考えて、事務所兼住宅の近くに土地を探していたところ、数十          メートル離れた場所の申請土地を譲っていただけるということにな          ったそうなので申請に至っております。</p> <p>汚水は、ございません。生活雑排水も、ございません。雨水につ          いては、地下浸透でございます。</p> <p>車の出入りは、南の方に接しております最上川中流土地改良区の          農道を使用するというので、使用料については10年の前払いで          納付しているということです。</p> <p>以上のことから、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議          よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
工 藤 委 員	<p>17番 工藤です。          農道の使用料について、いくらなのか教えていただきたいです。</p>
草 苺 委 員	<p>10月22日に最上川中流土地改良区の使用許可が出されてお          りますが、10年分の前払いで [REDACTED] 円です。</p>
工 藤 委 員	<p>ありがとうございます。</p>

議 長	他にございますか。
議 長	無いようですのでお諮りします。 議 第 8 1 号について、許可することに異議ありませんか。  (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議 第 8 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議 長	次に進みます。 議 第 8 2 号 農地法施行規則第 1 7 条第 2 項の規定に基づく農地等の指定について、上程します。 事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書は 1 8 ページ、議 第 8 2 号 農地法施行規則第 1 7 条第 2 項の規定に基づく農地等の指定について、をお願いします。 案件は 1 9 ページの 1 件となります。 位置図は 2 0 ページになります。 2 0 ページをご覧ください。 4 号の申出地は、高瀬地区 下東山の現況 畑 3 . 7 a について、一体利用農地等による指定となる案件です。委員調査案件をお願いしております。  以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 4 号について 8 番 草苺 委員から報告をお願いします。
草 苺 委 員	それでは、2 0 ページをご覧ください、ご説明いたします。 この土地は、西側に村山高瀬川の河川がありまして、堤防から数十メートルくらいの土地で、この土地の周辺を調査いたしますと、河川の氾濫の跡があつて、石がゴロゴロしているという状況でした。 申出人につきましては、昭和 6 0 年にこの土地を相続いたしました。相続した当時から通作路がなく、農地の管理が難しい状態になっておりました。隣接する宅地である図面の B の所有者の方に管理をお願いしてきていたというような経過がございます。



	<p>この度、管理をお願いしてきた方と所有権移転の話がまとまったため申請に至っております。</p> <p>現地調査をしましたところ、この斜線の部分の農地につきましては、きれいに耕運されておりました。作物の収穫の跡と思われるような野菜くず等もありましたが、隣接するBの所有者の方も非常にこの土地については引き続き耕作していきたいというような意欲を見せておりました。</p> <p>隣接するBの所有者以外にこの土地を有効に活用する方法が認められませんので、やむを得ないと判断いたしました。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第82号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、第82号農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、許可することに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第83号 農用地利用集積計画について、上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書は21ページ、議 第83号 農用地利用集積計画について_をお願ひします。</p> <p>計画内容は、22ページから31ページまでとなります。</p> <p>はじめに22ページをご覧ください。令和3年7月受付分の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の「利用権設定」の集計表となっております。</p> <p>この度「利用権設定」を行う面積は合計で19.97haとなり、(1)に地目別面積を(2)に作物別面積を記載しております。</p> <p>(2)作物別で見ますと、稲作の契約期間10年以上が74筆18.40ha、期間6年未満が4筆1.04ha、露地野菜の期間10年以上が2筆0.53haとなっております。</p> <p>個別の申請内容は、23ページから31ページまでの56件です。</p> <p>「公益財団法人やまがた農業支援センター」が所有者から、合計</p>

	<p>80筆の農地を借り受け、同時に耕作希望者へ貸し付けを行います。これらはすべて中間管理事業として新規扱いとなりますが、農協転貸からの移行が62筆含まれているため、実質上の新規は18筆となります。</p> <p>また、稲作に係る賃借料は1反当たり最大で2万円となっております。23ページと29ページに1反当たり5千円台の賃借料がございますが、農協転貸時の金額が引き継がれたことによるものです。</p> <p>なお、本日の審議内容を市長へ報告し、11月25日にこの利用集積計画が公告される予定です。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
安 達 委 員	<p>本沢の農業委員の方にお聞きしたいのですが、本沢農産の借地料が■■■■円というのがだいぶあるのですか、他の農家の方と問題にならないのでしょうか。</p>
議 長	<p>それでは、5番 今野委員どうぞ。</p>
今 野 委 員	<p>5番 今野です。</p> <p>本沢農産の社長の考え方がありまして、農家の人になるべく多く貸賃を高く払いたいという考えを持っている方です。</p> <p>農政懇談会の時にも、一律■■■■円に統一したら良いのではないのかという提案もあり、話し合いにもなっているわけですが、本沢農産については、借りた農家の人に返さなければならないというような考え方が強いです。</p> <p>そのようなことで、今の段階では■■■■円というようなことになっていると思います。</p> <p>ただ、今後については、どうなるかは今のところわかりません。米の値段が下がっているという状況もありまして、会社としては見直しを検討していくのではないのか、と私は思っております。</p>
議 長	<p>安達委員よろしいですか。</p>
安 達 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございますか。</p>

議 長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第 8 3 号の内容について異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第 8 3 号 農用地利用集積計画について、 適当であるとの意見とすることに決します。</p>
議 長	<p>議 第 8 4 号 山形市の農業の振興に関する計画の策定について、 上程します。</p> <p>なお、農業委員会等に関する法律 第 3 5 条 1 項の規定に基づき、 議案審査に必要な者として、市農政課の担当者を招集しております。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書は 3 2 ページ、議 第 8 4 号 山形市の農業の振興に関する 計画の策定について、をお願いします。</p> <p>計画内容は、3 3 ページから 4 1 ページまでとなります。なお、 議案書とは別に皆様のお手元には計画書本文を準備しております。 位置図・配置図は計画書本文の最後に綴られております。</p> <p>はじめに 3 3 ページをご覧ください。</p> <p>当計画は、農業振興地域の整備に関する法律いわゆる農振法に基 づき計画変更を行う際に、必要に応じて市が事前に策定するもので す。また、農振法では、原則、土地改良事業 8 年未経過の農振農用 地は農用地から除外できませんが、当計画を策定し位置付けること で、農用地から除外が可能となるということをご承知おきください。</p> <p>3 4 ページをご覧ください。</p> <p>今回の審議対象となる計画地は、大曾根小学校の西 4 0 0 m 程に 位置する大字上反田の現況 田 8 2 5 m<sup>2</sup>で、施設は農家住宅となりま す。なお、計画では、農家住宅として必要な面積のみ分筆し、残地 は耕作する予定です。</p> <p>また、計画地周辺の土地利用の状況でございますが、計画地の隣 接地の現状や集团的広がりから、周辺農地の効率的かつ総合 的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、農用地以外の用途に供するこ とが可能と判断しております。なお、現土地所有者は、認定農業者 となっておらず利用集積事業も行っておりません。</p> <p>3 6 ページをご覧ください。</p>

<p>議 長</p> <p>長 澤 委 員</p> <p>農 政 課</p>	<p>計画地における土地改良事業の実施状況について、でございますが、平成24年度と平成27年度に着工した2事業であります。事業は完了しているものの8年未経過であり、別途、最上川土地改良区からの同意を得る予定です。</p> <p>37ページをご覧ください。</p> <p>農業振興への効果につきまして、でございますが、計画者は山辺町在住者ですが、山形市内の農地を耕作しているとともに、市の戦略産物の試験栽培にも協力している他、大曾根地区の地域活動へも参加しております。計画が実施されれば、さらに大曾根地区や山形市の農業振興に好影響を及ぼすものと考えられます。</p> <p>38ページをご覧ください。</p> <p>当計画については、地域の農業振興に寄与しているかどうかについて5年後まで定期的な検証が必要となります。39ページに記載してありますとおり、客観性を確保するために目標達成状況などについて当委員会や土地改良区の意見を毎年1回聴くこととなります。</p> <p>39ページの中段から40ページの「農振除外される規模の妥当性」、「農用地以外の用途に供することの必要性・妥当性」、「農用地以外の土地に代えることが困難な理由」、「周辺の土地利用に与える影響」、「利用集積に支障を及ぼす恐れ」、「土地改良施設に与える影響」、「事業開始見込み」につきましては記載のとおりです。</p> <p>最後に41ページにありますとおり、計画地は第1種農地と判断され、転用許可の見込みありと考えております。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>10番 長澤です。</p> <p>37ページに「山形市の戦略農産物の試験栽培等にも協力するなど」とありますが、どういったもので協力しているということなのでしょう。わかりましたら教えていただきたいと思います。</p> <p>今ご質問いただきました戦略農産物ですが、中山間地域において戦略農産物を策定しておりまして、その中の落花生の栽培にご協力いただいております。</p>
----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議 長	よろしいですか。
長 澤 委 員	試験栽培という、どれぐらいの面積ですか。
農 政 課	3 a程度でございます。
議 長	よろしいですか。
長 澤 委 員	ここの道路は、道路を作る時にどちら側に道路を作るかと大曾根の中でも揉めていたと思うのです。ちょうど山形山辺線と境を接する所だと思うのですが、山形市大曾根地区の住民として活動しているということで間違いないですか。
農 政 課	37ページをご覧いただくと、このたびの申請者の経過が載っております。旧村の合併をして、山形市と山辺町の境を決めるときに、旧大曾根村の方ですが境の決め方で山辺町ということで位置づけられた方でございます。 耕作している内容は山形市に農地を持っておりまして、地区活動も大曾根の地区活動に参加いただいている山形市民にほぼ一致している方とご理解いただければと思います。
長 澤 委 員	はい、わかりました。
議 長	他にございますか。
事 務 局	無いようですのでお諮りします。議 第84号 山形市の農業の振興に関する計画の策定について、適当であるとの意見とすることに決めますが、よろしいでしょうか。  (異議なしの声あり)
議 長	ありがとうございます。 これで議事を終了します。
議 長	次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局	報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。

	<p>議案書42ページ、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、内容は43ページから50ページまでの20件です。</p> <p>議案書51ページ、「農地法第4条届出書の受理について」、内容は52ページの2件です。</p> <p>議案書53ページ、「農地法第5条届出書の受理について」、内容は54ページの4件です。</p> <p>議案書55ページ、「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」、内容は56ページから57ページまでの14件です。</p> <p>議案書58ページ、「農地改良届出書の受理について」、内容は59ページの4件です。</p> <p>議案書60ページ、「農地改良完了報告書の受理について」、内容は61ページの1件です。</p> <p>議案書62ページ、「農地法第5条の規定による許可について」、内容は63ページから65ページまでの11件について許可証を交付しております。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p>
議 長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事 務 局	<p>次回の定例総会は、12月13日月曜日に開催予定です。</p> <p>委員調査については、調査日は、12月9日木曜日の予定です。</p> <p>調査委員は、10番 長澤 委員、11番 鎌水 委員にお願いしたいと思っております。件数が多い場合などは次の方にもお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	次に、7のその他 何かございますか。
草 苺 委 員	<p>今回委員調査を担当して、あらためて農地事務取扱要領を見たわけですが、この要領の別表に農業委員が担当する案件と留意点について条文ごとに整理されています。見直しすべきでないのかと思われる場合がございますので、申し上げたいと思っております。</p> <p>一つは、近年農地の取得に関して、いろんな規制緩和であったり、制度改正が行われています。例えば、企業等の農業参入に関する案件であったり、建築条件付き宅地分譲の案件であったり、先ほど審議させていただいた一体利用農地としての17条案件であったりというように、近年の制度改正の案件が盛り込まれていないというの</p>

	<p>が、第一点です。</p> <p>それから、例えば5条許可の場合に転用しようとする面積が500㎡を超える案件は、すべて委員調査の対象になっています。先ほどのように駐車場敷地だったり、資材置場だったり、上物を伴わないで周辺の農地に対する被害が心配される案件でないというものは対象としないで、その案件ごとに事務局が申請者からの聞き取りとか、事務局での現地調査でその懸念がないという案件であれば、委員調査にしないで済むのではないか、というようにも思われます。</p> <p>三点目ですが、農業振興計画の変更の手続きが毎月とっていいほど出てきます。大型案件であったり、先ほどの青柳のような案件です。5条申請とか4条申請になった時に現地調査に行っても、すでに農用地区域から除外することを農業委員会が同意している案件に対して言えない状況なのです。その前の段階で委員調査にあたるというように変更した方が、案件審査が非常にスムーズに行くのではないのかなと感じました。</p> <p>そのようなことで、新しい体制がスタートする運営委員会で、いろいろ検討いただければ、というように思います。</p>
議 長	<p>貴重な意見をいただきありがとうございます。</p> <p>一つは、権利の取得につきまして数点指摘がございました。それから、5条の許可問題について、500㎡を超える駐車場・資材置場の取り扱いの件、それから農業振興計画の変更に関して、の三点についてご意見がありました。</p>
議 長	事務局から何かございますか。
事 務 局	今後、協議をさせていただければと思います。
議 長	それでは、事務局と相談しながら運営委員会の方に諮らせていただきたいと思います。
議 長	他にございますか。
丸 子 委 員	<p>9番 丸子です。</p> <p>農村整備課の業務なのですが、農地の多面的支払交付金に関わる各地区に組織ができておりますが、その担当職員が毎年遊休農地調</p>

	<p>査をやっているのです。6月か7月あたりだと思うのですが、その地区組織が設定した範囲の中で遊休農地があるかどうか客観的に判断して遊休農地であれば何らかの指導があります。</p> <p>去年までの担当者は、我々に理解のある方でした。今の方は遊休農地の判断の基準がどうも曖昧なのです。遊休農地調査を農業委員会でもやったうえに、農村整備課でも調査をしているので、我々が調べた資料から遊休農地の判断をしてもらった方が良いのではないのかと思うのです</p> <p>草が2mも伸びていれば春から全く手付かずの農地です。50cmぐらいであれば、どこかで一回草刈をしています。そのため、我々は自己保全管理をしていると判断します。しかし、担当者は駄目だと指摘しました。潰れたハウス等も遊休農地だと言われました。それを地元でなんとかしてくれと言われても困ります。</p> <p>また、自己保全管理する場合、除草剤を使えるわけですが、刈れと言われるわけです。</p> <p>我々の遊休農地の確認については、我々の持っている情報を基に判断していただきたい、と私は思います。</p> <p>他の地区も、いろいろあると思いますが、状況をお聞きしたいです</p>
議 長	事務局から何かございますか。
事 務 局	<p>この件につきましては、非農地判断の情報共有を図りたいということで、11月9日に担当係長に集まってお聞きいただきまして、非農地判断のスケジュールと遊休農地対策の流れ等を説明させていただきました。</p> <p>その他、関係してくるということで、農村整備課の担当係長にも出席いただいたところです。やはり農地パトロールの時期と多面的支払い交付金の調査の時期が違っていると申し上げて、今後擦り合わせできないか、と先日投げかけさせていただいたところです。</p> <p>多面的支払い交付金の調査のタイミングの方が早いのだとすれば、国で基準日が決まっていると思うので、どのようにするか相談をさせていただければと思います。</p>
議 長	関連で、他地区で今のような状況でお話のある方おりますか。
長 澤 委 員	今、丸子委員から報告がありましたが、私の地区の多面的支払交



<p>議 長</p>	<p>付金の事務局から、「今まで農村整備課から昨年注意されたところは当然草刈等対処しています。今まで綺麗にしたところは注意されないわけですが、今年は注意されました。毎年どうしてこんなに違うのかという疑問があるのですが、どうなっているのでしょうか。昨年その場所は注意をされなかったのです。かなりひどかったのですが。どうして、昨年注意されないで、今年担当者が変わったので注意される、という基準はどうなっているのですか」、と私に質問がありました。</p> <p>「そのへん、私はわからないので、今度新しくなった担当者の考えでそうしたということなので、何かの機会があったら私も聞こうと思います。そういう問題は、やはり我々も調査をやっているのです、そのあたりは一本化していく方向でやってもらえば一番良いのですが」、と私は答えていました。</p> <p>他にございますか。</p>
<p>鑑 水 委 員</p>	<p>11番 鑑水です。</p> <p>私の地区でも同じ状況です。調査基準が明確でないのです。春先に耕運して、きちんとうなっているのが、現地調査の時期に半年も過ぎてしまうと雑草がかなりはびこるわけです。それで、かなり指摘をされました。また、コロナで河川の一斉清掃がなくなったわけですが、河川も荒れていると指摘を受けました。その点については、ここは河川であると説明をしました。</p> <p>このように基準が明確でないというのが、おかしいのではないのか、と私の地区ではかなり感じました。</p> <p>今回私の地区では、前と比べて3倍ぐらいの指摘を受けました。それについては、私の方から申し入れをしていかなければならないと思っていました。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>他にございますか。</p> <p>それでは、三地区の方から、いろいろご意見がありました。丸子委員が言われるとおりで、物凄く不平不満が多いことが私も承知しております。</p> <p>一つは2月に土地改良区で多面的支払事業の総会がございますので、その時にまず大きな声で申し上げていただきたい、というのが一点であります。</p>

	<p>それから、もう一つは多分そのことは農村整備課でも承知をしております。担当者が変わるとなぜこんなに基準が変わるのか、については多方面から言われていて、特に本沢地区からはかなり出ております。</p> <p>そのことについては、組織として意見を言っていこうという形で今改良区では考えております。</p> <p>農業委員会から、そのことについて果たして意見を言うことについてはどうなのかな、と私は思っています。</p> <p>担当の所でもう少し大きな声で意見を言っていたら、というように感じております。</p> <p>当然、私の地域からも物凄い不平不満が出ております。ただ、丸子委員もご承知のとおり、以前、多面的支払交付金のお金は年度で持ち越しをして悪いというようなことを財務部長から言われて、それに対して、どうして山形だけ駄目なのか、他市町村は全部良いのでないか、という意見を出しました。それが持ち越しオーケーになったという経過もございますので、やはりそのような運動をしながら理解をしていただくというようなことで、まずこの場は心の中で留めていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
丸 子 委 員	はい。
議 長	また別の機会でお話してください。 お願いしたいと思います。
議 長	それでは、他にございますか。
事 務 局	<p>お手元に「農地法第3条の考え方について」という資料を配布いたしました。私の方から説明させていただきます。</p> <p>(資料に基づき説明)</p>
草 苺 委 員	<p>この案件については、運営委員会で説明があったので、私なりの見解について事務局にメールを送りました。</p> <p>今日も午前中にメールを送りましたが、総会資料としてこのような資料が準備されましたが、私個人の考え方としては、これでいいのかな、という疑問があります。</p> <p>今回は所有者Aが、その子供であるサラリーマンのBに、そして</p>

所有者Aの奥さんCに、世帯内で3条の許可を使用する、というようなものです。

今回の事務局見解の②に、農地法3条の2項に不許可の要件がありますが、その中に「権利を取得しようとする者又はその世帯員等」、となっております。この考え方について、疑義があるのではないのか。

日本の農家のほとんどは家族労働で、個人事業主として農業を営んでいます。そうした場合に、農業経営者とその家族、という形で、本人だけでなく世帯として農地法で定めている要件を満たせば良いという救済の措置として、その世帯員というのが含まれているのではないのか、というのが一点。

そして、第三者から権利を取得しようとする時に世帯主義で農業経営にあたるというようなものが大前提としてあるのではないのかと思う、というのが一点。

家族内で権利を設定しようとする場合は、例えば次世代人材育成事業などは非常に厳しい農業後継者の農業経営の要件が課されるわけで、そういうものと整合性が取れなくなるのではないのかと疑問があります。

Aから、BとCに公共用地予定地の土地だけを3条許可で申請するというのは、農地法で考えている考え方を逸脱する恐れがある、というのが、一点。

もう一つが、3年3作というのが、先ほどお話しした農地事務取扱要領の中に、きちっと入っています。

近い将来、転用又は転売の可能性がないか、というような観点で3条許可の申請の際に委員調査に行った場合には見なさい、と書いてあるのに、あと1年しかないのに世帯内で所有権の移転をしようということについては、もっと慎重にBとCという人が、3条に定める要件を具備するかということを厳しく見るべきではないのかなと私は思います。

生前贈与をした時に、贈与税がどのくらいかかって、今回の公共用地の買収で15,000,000円の特別控除がある時に比較検討して、生前贈与の方が有利だから3条許可を申請して、1年後に農家でなくなる、ということを確認したら「農業委員会何してるの」、と言われますので、私の個人的な見解ですが、もっと厳しく要件を審査するべきではないかな、というように思ったので、会長・会代含めて、事務局と詰めていただきたいな、と思います。農業委員会に対する信頼に関わってきますので、そのあたり取り扱いの検討をお

<p>議 長</p>	<p>お願いしたいと思います。</p> <p>今のお話は、北産業団地の部分贈与についての事でありまして、草刈委員の私見をいただきました。</p> <p>このことについて、事務局でもいろいろ検討もさせていただきますが、皆さまからの私見もいただきたいと思いますので、次回の定例総会までいろいろご意見がある方は申し述べをしていただきたいと思います。</p> <p>なお、運営委員会でも検討させていただきたいと思っております。開発行為に関わるものでございますので、なかなか大変なところがあるな、と私は個人的に思うのですが、各々私見がございますでしょうから、次回にお伺いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>(賛成の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、他にございますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>何もなければ、これで第18回総会を終了します。お疲れ様でした。</p> <p>(閉会午後2時40分)</p>